

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 業務名

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務

(2) 発注者

うつのみや農産物ブランド推進協議会

(3) 目的

宇都宮市内（以下、市内）における農業者の販路拡大へ向けて、多くの消費者を抱えるECサイトにおいて、運用を支援することで販売ノウハウの蓄積を図るとともに、多様な販路の一つとして定着することを目指す。また、東京圏での多くの消費者が集まる場所においてイベント出展等によるPR活動を一体的に実施することで、本市農産物の認知度向上・消費拡大を図り、認知した消費者が継続的に購入できる機会創出を目指す。

(4) 業務内容

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務委託仕様書のとおり

(5) 業務委託期間

契約締結日～令和6年3月15日（金）

(6) スケジュール

令和5年	5月22日（月）	参加表明書提出〆切
	5月22日（月）	質問受付〆切
	5月25日（木）	質問への回答
	5月31日（水）	企画書等の提出〆切
	6月7日（水）	プレゼンテーションの実施、審査
	6月13日（火）	審査結果の通知
		⇒ 以降、契約締結

2 上限価格

5,203,000円（税込）

※ この金額を超えて企画書が提出された場合は「失格」とし、企画内容の評価は行わない。

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- ・ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が、役員就任、経営関与等を行っている団体等でないこと。

4 参加申込

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の期日までに参加表明書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書 1部
- (2) 提出期限 令和5年5月22日（月）正午まで
- (3) 提出場所 〒320－8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 経済部 農林生産流通課内
うつのみや農産物ブランド推進協議会
電話：028（632）2842
E-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (4) 提出方法 提出期限までに参加表明書を上記電子メールアドレスあてに提出すること。なお、提出の際は以下をメールの件名とし、上記連絡先に電話でも一報すること。
件名：「宇都宮産農産物PR・販路拡大業務に係る参加表明書（貴社名）」

5 質問及び回答

本業務について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 質問書 1部
- (2) 提出期限 令和5年5月22日（月）正午まで
- (3) 提出場所 〒320－8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 経済部 農林生産流通課内
うつのみや農産物ブランド推進協議会
電話：028（632）2842
E-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (4) 提出方法 提出期限までに質問書を上記電子メールアドレスあてに提出すること。なお、提出の際は以下をメールの件名とし、上記連絡先に電話でも一報すること。
件名：「宇都宮産農産物PR・販路拡大業務に係る質問書（貴社名）」
- (5) 回 答 令和5年5月25日（木）までに電子メールで全ての参加者に回答する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

6 企画提案書等の提出

参加表明書を提出したものは、以下の期日までに企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書（A4）10部提出
見積書 10部提出
※ 電子データも下記電子メールアドレス宛てに提出すること。
- (2) 提出期限 令和5年5月31日（水）必着
- (3) 提出場所 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市 経済部 農林生産流通課内
うつのみや農産物ブランド推進協議会
電話：028（632）2842
E-mail：u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp
- (4) 提出方法 提出期限までに企画提案書等を上記提出場所へ持参又は郵送すること

7 企画提案書の作成要領

以下の要領を踏まえ、作成すること

- (1) 表紙
題名『宇都宮産農産物PR・販路拡大業務に係る企画提案書』と提案者名を記載すること。
- (2) 目次
目次を作成し、参照先の頁番号を記載すること。
- (3) 本編
 - ア 仕様書に関する提案
「仕様書 業務内容」の項目に沿って、提案内容を具体的に記載すること。
 - ① コンセプト（基本的な考え方）
 - ② 農業者への運用支援
 - ③ ECサイト上での情報発信
 - ④ 購入促進に向けたキャンペーンの実施
 - ⑤ PR事業及び認知度アンケートの実施
 - ⑥ 広報・周知活動
 - ⑦ 消費者の購買データの収集・分析
 - イ 業務体制・実績等
 - ・ 事業の目的を達成するための考え方や事業の実施方針等
 - ・ 事前準備等を含めた作業スケジュール、業務体制
 - ・ これまで行った本業務に類似する業務実績
 - ウ 地域経済貢献
 - ・ 市外業者（市内に本社、本店、支店、営業所等を有しない者）が宇都宮市内に本店を有する市内業者に業務の一部を委託するとき、内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合
 - ・ また、各業務において、市内居住者を雇用する場合の人数及び賃金額等

(4) その他

- ・ 原則、横書きでA4判左綴じとすること。
- ・ 作成の際は、わかりやすい表現で行い、なるべく専門用語の使用は避けること。

8 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすく説明すること。発注者が示す要件をすべて満たした上で、より良い提案やアピールする点があれば、その内容についても説明する。

- (1) 日 時 令和5年6月7日（水）発注者が指定する時間
- (2) 実施場所 発注者が指定する場所 ※時間と場所は、別途、指定し連絡する。
- (3) 説明時間 持ち時間30分（説明15分程度、質疑応答15分程度）
- (4) その他
 - ・ PowerPoint等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、電子データをあらかじめ用意すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンはうつのみや農産物ブランド推進協議会で用意したものを使用する。（パソコンについては参加者の機器使用も可）
 - ・ 企画提案書を補足する資料があれば必要に応じて10部用意すること。
 - ・ 感染症対策等の状況を踏まえ、ZoomやTeams等によるオンラインでのプレゼンテーション審査に変更となる場合がある。

9 企画提案内容の評価項目

企画提案書の評価については、主に以下の基準により総合的に行う。なお、詳細については、評価表（別添）のとおり

- (1) 仕様書に関する提案
- (2) 業務体制・実績等
- (3) 価格
- (4) 地域経済貢献度

10 失格事項

- ・ 上限価格を超えた見積書を提出した者
- ・ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ・ 提出期限までに企画提案書を提出しない者及びプレゼンテーションに参加しない者
- ・ 契約締結までに本書の諸条件に違反した者
- ・ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

11 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和5年6月13日（火）までに参加者に書面により通知す

る。

- ・ 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

1 2 契約

提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき審査を行い、最優先順位の者と随意契約を締結する。なお、契約締結後においても契約業者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

1 3 その他

- ・ 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者・受託者双方がよく協議したうえで決定する。
- ・ 企画提案にあたり、プロポーザルで提案のあった企画書の規模を下回ることはできない。実現可能な提案とすること。
- ・ 仮に企画書の内容を実施できない場合には、同等と認められる内容に変更することが可能であるが、実施できなかった場合には、業務不履行となるため、委託料が減額される場合がある。
- ・ 採用した企画内容を一部変更することがある。
- ・ 企画提案にかかる費用は参加者の負担とする。

宇都宮産農産物PR・販路拡大業務委託 評価表（評価の視点）

【配点基準】 5点＝特に優れている、4点＝優れている、3点＝普通、2点＝やや劣る、1点＝劣る

評価項目		配分		配点	評価の視点
企画提案書	(1)本業務への取組意欲・理解度	5	×1	5	・発注者の考える業務の目的・内容を十分に理解しているか。 ・本業務に対して、強い意欲・熱意が見られるか。
	(2)農業者への運用支援への提案	5	×2	10	・登録方法や運用知識・販売促進技術等を説明する研修の開催がされ、農業者がECサイトの登録・運用へ向けて、効果的な内容であるか。 ・農業者がECサイトを活用する上で、意欲的に取り組める内容であるか。
	(3)ECサイト上での情報発信の提案	5	×3	15	・ECサイト上での情報発信の方法が、より多くの消費者に対して効果的に発信される仕組みであるか。 ・本市農産物のブランド力向上に向けた継続的な情報発信が期待できるか。 ・実施期間・時期の提案が、具体的であり有効であるか。
	(4)購入促進のためのキャンペーンの実施への提案	5	×3	15	・消費者の購買意欲を促すような内容であるか。 ・実施時期・方法が、農業者の売上向上につながることを期待できるか。 ・本市農産物の継続的な購入促進が期待できるか。 ・本市農産物の旬の時期やPR事業を考慮し、より効果的なものとなっているか。
	(5)PR事業及び認知度アンケートの実施への提案	5	×3	15	・PRの手法に具体性・実現性があり、東京圏の消費者に対して本市農産物の魅力が広く伝わる内容であるか。 ・ECサイトへの誘引や消費拡大への効果が期待できるか。 ・各種メディアへの露出など、波及効果が期待できるか。 ・効果的にサンプル数が取れる手法で実施しているか
	(6)広報・周知活動への提案	5	×2	10	・より多くの消費者に対して、広報・周知が期待できるか。 ・広報・周知活動により、農業者の売上向上につながることを期待されるか。 ・多種多様な広報媒体を利用した周知方法の提案があるか。
	(7)消費者の購買データの収集・分析への提案	5	×1	5	・更なる販路拡大を図るため、本業務の過程で収集した消費者の購買データ等を分析し、効果的なフィードバックが期待できるか。
業務体制・実績等	実施方針・業務体制・スケジュール	5	×1	5	・事業の目的を達成するための考え方や事業の実施方針等が明確に示されているか。 ・事業実施にあたり動員人数が確保されるなど、事業活動を適正に行うことができるか。 ・業務を実施するスケジュールが具体的に提示されているか。 ・提示されたスケジュールは実現可能なものか。
	実績	5	×1	5	・公共団体等からの類似業務を受託した実績はあるか。
プレゼンテーション		5	×1	5	・提案内容の説明は分かりやすいか。 ・知識、経験に裏付けられた説得力があるか。 ・質問に対する応答が明確かつ迅速であるか。
小計（90点）					
価格評価				10	10点×最低見積価格／当該業者の見積価格 （小数点第2位以下四捨五入）
小計（10点）					
地域経済貢献度				5	（市内業者） ・企画提案者が市内業者 5点 （市外業者が一部業務を市内業者に再委託する場合） ・再委託金額の割合が20%以上 3点 ・再委託金額の割合が10%以上20%未満 2点 ・再委託金額の割合が10%未満 1点 ※市内業者への再委託の有無に関わらず、市内居住者を直接雇用する旨を雇用人数、金額等で具体的に明示している場合、1点を加算する。
合計（105点満点）					